

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人藤原記念財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都大学を基盤とする医学研究の助成に関する事業を行い、医学の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学の研究に対する奨励金の交付及び研究費の補助
- (2) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で定めた財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合もまた同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 公益目的支出計画実施報告書
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 正味財産増減計算書
- ⑥ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。また、第 1 項第 3 号の書類は一般の閲覧に供する。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 9 条 この法人に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

2 前項に関する事項は、評議員会が別に定める一般財団法人藤原記念財団役員評議員の報酬並びに費用の支給に関する規程（以下、「役員及び評議員報酬等支給規程」という。）による。

第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- ① 役員の選任又は解任
- ② 役員に対する報酬等の額
- ③ 評議員に対する報酬等の支給基準
- ④ 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分又は除外の承認

- ⑧ 前号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項に定めるもののほか、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 評議員に対する報酬等の支給基準
- ③ 定款の変更
- ④ 基本財産の処分又は除外の基準
- ⑤ その他の法令で定められた事項

- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席評議員1名が記名押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上 7名以内
 - ② 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、役員のうち公認会計士又は税理士の資格を有する監事に対しては報酬の支払いをすることができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前項の費用の支払に関する事項は、役員及び評議員報酬等支給規程による。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長及び常務理事の選定および並びに解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印をする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第32条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第35条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、役員、評議員、学識経験者その他有識者のうちから、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前項の費用の支払いに関する事項は、役員及び評議員報酬等支給規程を準用する。
- 5 委員会に関する内規は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事業及び事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局職員は、有給とする。
- 5 事務局職員の就業規則は、理事会の決議により別に定める。

第12章 雑則

(雑則)

第37条 この定款の運用に係る細則は、評議員会及び理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「公益法人整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団・財団法人法及び公益法人整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、糸川嘉則とする。

附 則

- 1 この定款は平成26年6月13日から施行する。